

報 告 書

令和8年6月11日

元 内閣官房内閣総務官室内閣参事官

西澤 能之

1 甲35文書の作成経緯

甲35文書は、内閣官房及び内閣府が、個別事案である安倍元総理大臣の葬儀の形式について、内部の報告用に、内閣官房及び内閣府の見解を整理した文書です。今となっては、その作成経緯についてほとんど覚えておりませんが、当時内閣参事官の職にあった私が甲35文書の作成の責任者であったことは間違いありません。

令和7年9月16日付け報告書（乙7）でも述べましたが、安倍元総理が亡くなられたことを受け、安倍元総理の追悼の方式について政府内で検討が行われる中、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることの根拠を整理することになりました。

うろ覚えですが、令和4年7月12日に内閣府とともに内閣法制局を訪問し甲9文書の案段階文書を示して内容を説明したところ、その場で同局から具体的な指摘がなかったことから、大幅な修正はないだろうと考えて、甲35文書の作成にとりかかったと思います。そして、同月14日、修正後の案段階文書について内閣法制局から意見がない旨回答があった後に、甲35文書を完成させたと思います。

2 甲35文書第2項の意味

前記1のとおり、甲35文書を内部の報告用に作成したのですが、甲35文書第2項は、内閣官房及び内閣府の責任と理解において、案段階文書の要点を記載したものです。また、「（内閣法制局も了解）」という記載は、修正後の案段階文書の内容について内閣法制局から意見がない旨の回答があったことを踏まえ、内閣法制局が、案段階文書の内容を「了解」したものと解釈し、内閣官房及び内閣府の責任と理解において、このような解釈を付記したものです。

内閣法制局からは、修正後の案段階文書全体について意見がない旨の回答を得ていますので、厳密には、その要点を記載したにすぎない甲35文書第2項

の内容について内閣法制局に意見を求めて「了解」を得たわけではありません。内部の報告先に対して、内閣官房及び内閣府が「閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能」という結論とその根拠を含む「国葬儀を政府が決定すること」が可能との見解を採用することにつき、内閣法制局から意見や異論がなかったことから、内閣法制局がこのような見解の採用について了解したものと解釈し、そのような理解を明らかにする趣旨で、「内閣法制局も了解」と付記しています。

ちなみに、甲35文書第2項③の内容は、内閣官房及び内閣府の責任と理解において、甲9文書第1項の要点を記載したものになります。

3 甲35文書の対象文書該当性

本件開示請求があった際の探索状況は、令和7年12月16日付け報告書（乙14）で述べたとおりです。甲35文書は、あくまでも内閣官房及び内閣府の内部報告用の文書で、内閣法制局に見せてそのやり取りの内容を記載したわけではないですし、内閣法制局に意見を求めた甲9文書の内容がそのまま記載されているわけでもなく、内閣官房及び内閣府の責任と理解において同文書の要点を記載しているにすぎないので、「内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」に当たらないと判断しました。

以上